

令和8年度

「港区NPO活動助成事業」募集要項

募集期間： 令和8年2月6日（金曜）
～令和8年3月13日（金曜・当日消印有効）

《提出・問合せ先》

港区産業・地域振興支援部地域振興課

区民協働・町会自治会支援担当（港区役所3階）

港区芝公園1-5-25

電話 03（3578）2557 メール：minato03@city.minato.tokyo.jp

募集にあたって

港区では、公益活動の促進を目的とした寄付金の受け皿として、平成15年度に「みなとパートナーズ基金」を設置しました。区民、企業等が、資金提供により公益活動に協力できるしくみを作ることで、協働を推進しています。

多様化する社会ニーズには、従来の行政サービスでは手が行き届きにくいものがあります。本事業は、そのような地域課題の解決のため、特定の活動目的を持ち、専門的な知識やノウハウに長けたNPO等の活動を支援し、区民に還元していただくことで、区民福祉の向上をはかるものです。また、事業を通じてNPO団体の基盤整備、活動経験を蓄積し、団体の育成強化を図ります。

この基金を活用し、区内で活動するNPOやボランティア団体等が行う公益活動を支援するため、令和8年度「港区NPO活動助成事業」の対象団体を募集します。

助成の対象となるNPOの要件

特定非営利活動促進法（NPO法）の規定に基づき設立された特定非営利活動法人（NPO法人）及び※公益活動を目的とする団体（法人を除く。）で、活動するための資金を必要としている、次の要件をすべて満たす団体を助成の対象とします。

- ① 区内に事務所を有すること。
- ② 定款又は規約等を持ち、継続的な活動をすることができること。
- ③ 5人以上で構成されていること（申請時点）。
- ④ 宗教活動及び政治活動を目的としないこと。
- ⑤ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制下でないこと。
- ⑥ 特定の個人又は団体の利益の増進を目的としないこと。

※公益活動を目的とする団体

本事業では、法人格を有しない民間非営利組織・ボランティア団体・市民活動団体のことを指します。

助成対象事業

助成対象となる事業区分は、次のとおりです。

区分	助成事業名	助成対象事業
(1) 単 独 事 業	① 団体活動基盤整備事業	団体の活動基盤を強化するための事業
	② 地域福祉向上事業	団体が主体となって実施する、社会的課題の解決、区民福祉の向上が期待できる事業
(2) 協 働 事 業	① 団体による協働事業	他の団体と協働で実施する、社会的課題の解決、地域福祉の向上が期待できる事業 (申請団体が単独で実施するよりも、他団体と協働するほうが実施効果があり、今後の継続や発展が期待できる事業)
	② 区との協働事業	団体が主体となって区と協働で実施する、社会的課題の解決、地域福祉の向上が期待できる事業(申請団体が単独で実施するよりも、区と協働するほうが実施効果があり、今後の継続や発展が期待できる事業)

※同一の団体が同時に複数の事業を申請することはできません。

※令和8年度中に事業の完了が可能なものに限りです。

※他の補助金・助成金などを受けて実施する事業は、本助成事業の対象外です。

各区分における助成金額及び助成金交付回数等

(1)単独事業

①団体活動基盤整備事業

●対象とする事業

団体の活動基盤を強化するための事業

●助成対象となる経費

5ページをご参照ください。

●助成金額

助成対象経費として認定した額で、25 万円を上限とします。
(ただし、千円未満の端数を切捨てます。)

●助成金の交付回数

1 団体 1 回限りです。

※過去に『団体活動基盤整備事業（旧：基盤整備事業）』、『地域福祉向上事業（旧：先駆的・モデル的事業）』及び『区との協働事業』の助成を受けた団体は申請できません。

②地域福祉向上事業

●対象とする事業

団体が主体となって実施する、社会的課題の解決、区民福祉の向上が期待できる事業

●助成対象となる経費

5 ページをご参照ください。

●助成金額

助成対象経費として認定した額の 2 分の 1 以内で、50 万円を上限とします。
(ただし、千円未満の端数を切捨てます。)

●助成金の交付回数

1 団体につき、3 回まで申請可能です。

※過去の『団体活動基盤整備事業（旧：基盤整備事業）』、『団体による協働事業』、『区との協働事業』の助成実績は回数に含みません。

※過去の『先駆的・モデル的事業』の助成実績は回数に含みます。

(2) 協働事業

①団体による協働事業

●助成対象となる事業

他の団体と協働で実施する、社会的課題の解決、地域福祉の向上が期待できる事業（申請団体が単独で実施するよりも、他団体と協働するほうが実施効果があり、今後の継続や発展が期待できる事業）

●助成対象となる経費

5 ページをご参照ください。

●助成金額

助成対象経費として認定した額の 2 分の 1 以内で、50 万円を上限とします。
(ただし、千円未満の端数を切捨てます。)

●助成金の交付回数

1 団体につき、団体による協働、区との協働事業のうち合計 3 回まで申請可能です。

※『団体活動基盤整備事業（旧：基盤整備事業）』及び『地域福祉向上事業（旧：先駆的・モデル的事业）』の助成実績は回数に含みません。

※申請団体の相手方は助成の対象となる N P O の要件を満たしている団体に限ります。

②区との協働事業

●助成対象となる事業

団体が主体となって区と協働で実施する、社会的課題の解決、地域福祉の向上が期待できる事業（申請団体が単独で実施するよりも、区と協働するほうが実施効果があり、今後の継続や発展が期待できる事業）

●助成対象となる経費

5 ページをご参照ください。

●助成金額

助成対象経費として認定した額の 2 分の 1 以内で、75 万円を上限とします。

（ただし、千円未満の端数を切捨てます。）

●助成金の交付回数

1 団体につき、団体による協働、区との協働事業のうち合計 3 回まで申請可能です。

※『団体活動基盤整備事業（旧：基盤整備事業）』及び『地域福祉向上事業（旧：先駆的・モデル的事业）』の助成実績は回数に含みません。

■協働とは

協働とは、区や N P O 等が連携し、従来の行政サービスのみでは手が行き届きにくかった分野のサービスを効率的に実現するものです。

平成 26 年 3 月に策定した「港区区民協働ガイドライン」では、港区における協働を次のとおり定義しています。

【港区における協働】

区が各活動主体と、または各活動主体同士が、相互にパートナーとして、その立場や特性を認め、それぞれの持つ能力や資源を活かし、地域の課題の解決を図るという共通目的のもと、協力して公益的な事業を実施する、あるいは、公益的なサービスを提供するための活動

助成対象経費

助成対象となる経費は、助成対象事業の実施に係る以下の項目とします。

申請事業実施のための経費を対象とします。

助成対象経費区分		具体例
報償費		講演会等の講師謝礼等 ※1
需用費	消耗品費	消耗品代（文房具、用紙、各種材料等。ただし、 <u>飲食費は除く。</u> ）
	印刷製本費	チラシ、パンフレット等（申請事業の周知用）の印刷代
役務費	通信運搬費	書類や物品の郵便料、宅配便等運搬料
委託料		専門業者等への各種委託経費（会場設営委託費用、デザイン委託費用等） ※2
使用料及び賃借料		借用する会場の使用料、物品等賃借料
備品購入費		備品（5万円以上）の購入代※3
賃金		臨時的なアルバイト等に対する経費 ※4
旅費交通費		打合せや事業実施のための交通費 ※5
その他		研修等参加費、損害保険料等

- ・事務所家賃、光熱水費、人件費等の経常的に係る経費は対象になりません。
- ・令和8年度中に支出する経費が対象となります。
- ・事業の実施に直接必要であると認められない経費は一部不交付となる場合があります。
- ・電子機器（パソコン、タブレット等）の購入にかかる経費は原則として助成の対象外となります。

※1 区で定める謝礼を目安とします。支払額には交通費を含みます。団体内部の講師に対する謝礼は対象外です。

区 分	1時間あたりの支払額(税込)
大学教授、弁護士、医師、ジャーナリスト、著名民間学者、民間企業最高管理者、公認会計士、官公庁局・部長級、理事長	13,700 円
大学准教授、短期大学教授、民間専門研究者、民間企業中間管理者、官公庁課長級、小・中・高校校長、法人役員	12,200 円
大学講師・助教・助手、短期大学准教授・講師等、高専教授、民間技術者、官公庁課長補佐級、民間企業下級管理者、小・中・高校副校長級	10,500 円
高専准教授・講師、小・中・高校教諭、民間技能者、官公庁係長級以下	9,500 円

※2 助成金額の2分の1を限度とします。

※3 備品購入費を計上する際は「備品購入理由書」の提出が必要です。備品購入費は10万円を限度とします。

※4 賃金の支払いにあたっては、雇用契約を結ぶ必要があります。

※5 東京都内もしくは隣接する県内の移動に限ります。公共交通機関の利用により、領収書が出ない場合は、目的、経路、料金を記した明細書を作成し、提出してください。

応募期間・応募方法等

●応募期間

令和8年2月6日（金曜）から 3月13日（金曜）まで（当日消印有効）

●応募方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて、3月13日（金曜）までに郵送または直接持参してください。（郵送の場合は、3月13日 当日消印有効）。

※ 普通郵便でも構いませんが、確実な郵送を期するため、できるだけ「簡易書留」、「ゆうパック」などをご利用ください。（FAX、電子メール等による申請はできません）。

なお、簡易書留などの特殊取扱を付加した場合、特殊取扱分の料金は差出人負担となります。郵便料金については、郵便局窓口でご確認ください。

●申請にあたっては、次の書類が必要になります。

- ① 港区NPO活動助成金交付申請書（第1号様式）
- ② 団体概要（様式1-1）
- ③ 事業実施計画書（様式1-2）
- ④ 申請事業収支予算書（様式1-3）
- ⑤ 誓約書（様式1-4）
- ⑥ その他添付書類
 - （ア）定款又は規約等
 - （イ）役員名簿
 - （ウ）会員名簿
 - （エ）団体の年間事業計画書
 - （オ）団体の活動実績が分かる書類
 - （カ）備品購入理由書（様式1-5）

※印刷製本費、委託料、備品購入費は金額の根拠となる見積書等を提出してください。

※申請書の記入にあたっては、記入例を参照してください。

※必要に応じて事務局から、ここで案内している書類以外の書類の提出を求めることがあります。

●申請書

申請書は産業・地域振興支援部地域振興課（区役所3階）、各総合支所協働推進課、各区民センターで配布しています。また、港区ホームページからダウンロードもできます。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの募集要項等を記載しているページをご覧ください。

添付書類を含む申請書類は、選考審査後返却いたしませんので、ご了承ください。

【重要】申請書類に関する注意

提出書類に不備・不足等がある場合、必要書類の追加提出や、説明等を求める場合があります。また、提出書類はホチキス留めや接着等をしないでください。

●協働事業を申請する場合には

団体による協働事業の申請にあたっては、協働する相手が要件に該当していることを証する書類を添付してください。協働相手との役割分担等を調整したうえで申請してください。

選考方法

港区NPO活動助成審査会による審査結果をもとに、区が助成対象団体と助成金額を決定し、通知します。（決定通知は6月頃の予定です。なお、結果については、申請いただいたすべての団体に連絡します。）事業の選考方法は、次のとおりです。

① 第一次審査（書類審査）

提出していただいた申請書、その他関係書類を審査の上、第二次審査（プレゼンテーション）を行う事業を選定します。書類に不備等があり、区の指定した期日までに是正がされない団体は第二次審査に進むことはできません。

② 第二次審査（プレゼンテーション）

第二次審査の対象となった事業の申請団体は、プレゼンテーション（5月頃を予定）において申請事業の説明を行っていただきます。申請書記載事項及びプレゼンテーションの内容をもとに事業の評価を点数化し、評価点数の高いものの中から、助成事業を選定します。

- ・ 協働事業について、プレゼンテーションには協働の相手方にも出席していただきます。
- ・ 助成金が予算の総額を超えた場合は、評価点数に応じて配分する場合があります。
- ・ 審査において助成事業の実施に必須ではないと認定された経費は、一部不交付となる場合があります。

審査基準

NPO活動助成審査基準

審査事項		審査項目	説明
基本 項目	共通事項	運営の透明性	団体の活動内容を積極的に公開する努力をしているか また、運営面等において透明性を確保しているか
		団体の将来を見据えた計画性	公益的な団体の活動目的に向けて、計画的に活動しているか
		経費の妥当性	申請事業にかかる経費は適当か
		事業の必要性	団体の活動目的に照らして必要な事業か
		ニーズの把握	地域におけるニーズを把握し、地域課題を認識できているか
		区民等への貢献度	地域の課題解決が期待でき、港区民及び港区がその恩恵を受けられるあるいは受けられることが期待できるか
個別 項目	団体活動基盤整備事業	団体の将来性	団体として自主経営を目指し、着実な団体活動が可能か
		団体の基盤強化	助成事業によって団体の基盤強化が期待できるか
	地域福祉向上事業	先駆性・独創性	事業内容が先駆的であり、社会的課題を解決することが期待できるか
		事業の実現可能性	計画が具体的で無理がなく、実現が可能なものか
		事業遂行能力	企画した事業内容を着実に実現する資力や人材等の能力を有しているか
		事業の発展性	事業が1回限りで終息せず、継続や発展が期待できるか
	団体による協働事業 区との協働事業	先駆性・独創性	事業内容が先駆的であり、社会的課題を解決することが期待できるか
		事業の実現可能性	計画が具体的で無理がなく、実現が可能なものか
		事業遂行能力	企画した事業内容を着実に実現する資力や人材等の能力を有しているか
		事業の発展性	事業が1回限りで終息せず、継続や発展が期待できるか
		役割分担・責任の明確性	他団体や行政との役割分担が明確であり、かつ事業の遂行に当たり団体の自主性や主体性が期待できるか
		協働による効果	単独での実施に比べ、協働で実施することでより効果が得られるものか

※審査会での協議により、審査項目に変更が生じる場合があります。

助成決定事業の公表

助成決定事業については、団体名、事業内容（助成金の使途）、助成金額等を広報紙、ホームページ等で公表します。

助成金の交付

助成決定事業として選定された団体は、30日以内に助成金の交付請求の事務手続きをしていただきます。

【提出書類】港区NPO活動助成金交付請求書（第4号様式）
請求書（口座振替依頼書）

※本事業は令和8年度の予算成立を前提として実施するものであり、予算の成立状況によっては、事業内容が変更となる場合があります。

区の貸室の利用

地域の皆さんが、区とともに地域の課題解決を図る活動拠点として、「区民協働スペース」を設置しています。会議室を基本に、施設によってはロビースペースや印刷機等も使え、無料で利用できる施設です。

助成決定事業として選定された団体は、当該年度の区民協働スペースの利用可能団体として登録いたします。

詳しくは、港区ホームページに掲載している区民協働スペース利用ガイドをご覧ください。

※事業の開催に必要な施設の予約等は各団体が実施してください。
※区民協働スペース以外の他の区有施設の使用ができるものではありません。



事業変更について

助成事業は審査において認定された事業のため、原則内容の変更はできません。やむを得ない事情で事業変更や収支予算の変更が生じる場合は、事前に変更内容に関する協議を事務局まで申し出てください。協議において変更に対応の理由があると認定された場合のみ、事業変更・中止・廃止承認申請または変更後の申請事業収支予算書（様式1-3）等必要な書類を提出してください。

団体視察等

本事業を通じたNPO団体の育成や、事業効果の拡大を図るため、助成決定した団体には、事務局と審査委員による視察(10~12月頃)を行い、事業の実施状況・内容の確認・予算執行状況の聞き取り等を行います。視察内容に基づき、専門的な見地から事業に対する助言を行わせていただくほか、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

事業実績報告書の提出

助成金の交付を受けた団体は、助成事業終了後、令和9年4月10日頃までに港区NPO活動助成事業実績報告書(第6号様式)を提出していただきます。

なお、実績報告書には領収書の写し、また、事業の内容により写真、ポスター、チラシ、パンフレット等を添付してください。

事業報告会

助成金の交付を受け、事業が終了した団体は、「事業報告会」において、助成事業の取組や効果等について、報告していただきます。また、区や関係団体等が実施する事業や発行物において活動を紹介させていただくことがあります。

なお、事業報告会は令和9年3月頃に開催予定です。

助成金の返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の全部又は一部を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

- ① 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。
 - ② 助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき。
 - ③ 助成金の交付決定の内容又は助成の条件に違反したとき。
 - ④ 助成事業の内容の変更について区の承認を得られないとき。
 - ⑤ 助成事業を中止し、又は廃止するとき。
 - ⑥ 港区暴力団排除条例(平成26年港区条例第1号)第12条第2項の規定に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
- ※なお、区は必要に応じて、助成金の使途に関する調査並びに資料等の提出を求めることがあります。

問い合わせ・郵送先

港区産業・地域振興支援部地域振興課

区民協働・町会自治会支援担当（港区役所3階）

〒105-8511 東京都港区芝公園 1-5-25

電話 03 (3578) 2557

<港区役所 案内図>



JR 山手・京浜東北線浜松町駅

北口 徒歩 10 分

地下鉄浅草線大門駅 A6 出口

徒歩 5 分

地下鉄三田線御成門駅 A2 出口

徒歩 5 分

※駐車場有